

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 5 号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「際」を「日から起算して30日以内に」に改める。

第10条第2項中「際に」を「日から起算して30日以内に」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。